砥部町下水道事業審議会

第２回資料

令和５年 12 月８日

愛 媛 県 砥 部 町

目次

1. はじめに 1

2. 公共下水道事業の計画区域の見直しについて 1

2.1. 公共下水道事業の整備状況と現計画区域 1

2.2. 計画区域の見直し方針 4

2.2.1. 集合処理と個別処理の概念 5

2.2.2. 目標年度 6

2.2.3. 検討フロー 7

2.3. 将来の行政人口及び世帯数 8

2.4. 下水道計画区域の設定 10

2.4.1. 下水道計画区域の基本方針 10

2.4.2. 検討対象区域の設定 12

2.4.3. 費用単価及び耐用年数 13

2.4.4. 検討単位区域の設定 14

2.4.5. 経済性を基にした集合処理・個別処理の判定 15

2.4.6. 砥部町における推奨案 22

3. 全体計画区域を削除した場合の住民への影響について（費用負担）24

3.1. 砥部町の合併処理浄化槽への転換に関する補助金制度 24

3.2. 全体計画区域を削除した場合の住民への影響について 26

3.3. 集中浄化槽と公共下水道の住民負担の比較について 28

1. はじめに

第１回の審議会において、汚水処理にかかる公共下水道事業区域の見直しの必要性と、その場合の課題について説明させていただきました。

これを受けて、第２回の審議会では、公共下水道事業区域の見直し案（区域縮小）、その場合の代替施設による整備における住民負担等について説明させていただきます。

2. 公共下水道事業の計画区域の見直しについて

2.1. 公共下水道事業の整備状況と現計画区域

前回の審議会の内容のおさらいとして公共下水道事業の整備状況と現計画区域について説明します。

公共下水道の整備状況について、表 2-1 のとおり、現計画の下水道全体計画区域人口に対する下水道処理区域人口の割合を示す下水道整備進捗率は、38.8%であり、全体計画区域面積に対する下水道整備進捗率は 29.6%とともに低い状況にあります。

下水道整備は、処理場に近い市街地中心部から整備していくため、下水道全体計画区域の周辺地区の整備には時間を要することとなります。そのため、周辺地区の住民にとっては、下水道ではなく合併処理浄化槽を選択することも考えられます。

表 2-1　砥部町における下水道整備進捗率（令和４年度末）

項目		数値	備考
処理人口	下水道全体計画区域人口	18,536 人	①
	下水道処理区域人口（整備済み区域内人口）	7,197 人	②
	下水道整備進捗率	38.8 %	③＝②/①×100
処理面積	下水道全体計画区域面積	441.3 ha	④
	下水道処理区域面積（整備済み区域面積）	130.8 ha	⑤
	下水道整備進捗率	29.6 %	⑥＝⑤/④×100

※下水道整備進捗率・・・下水道事業における全体計画に対する整備の進捗率を表しております。

下水道整備済み区域

②下水道処理区域人口・・・・7,197 人

⑤下水道処理区域面積・・・・130.8ha

下水道全体計画区域

①全体計画区域人口・・・・18,536 人

④全体計画区域面積・・・・441.3ha

下水道整備進捗率（人口ベース）＝②/①×100

下水道整備進捗率（面積ベース）＝⑤/④×100

図 2-1　下水道整備進捗率のイメージ図

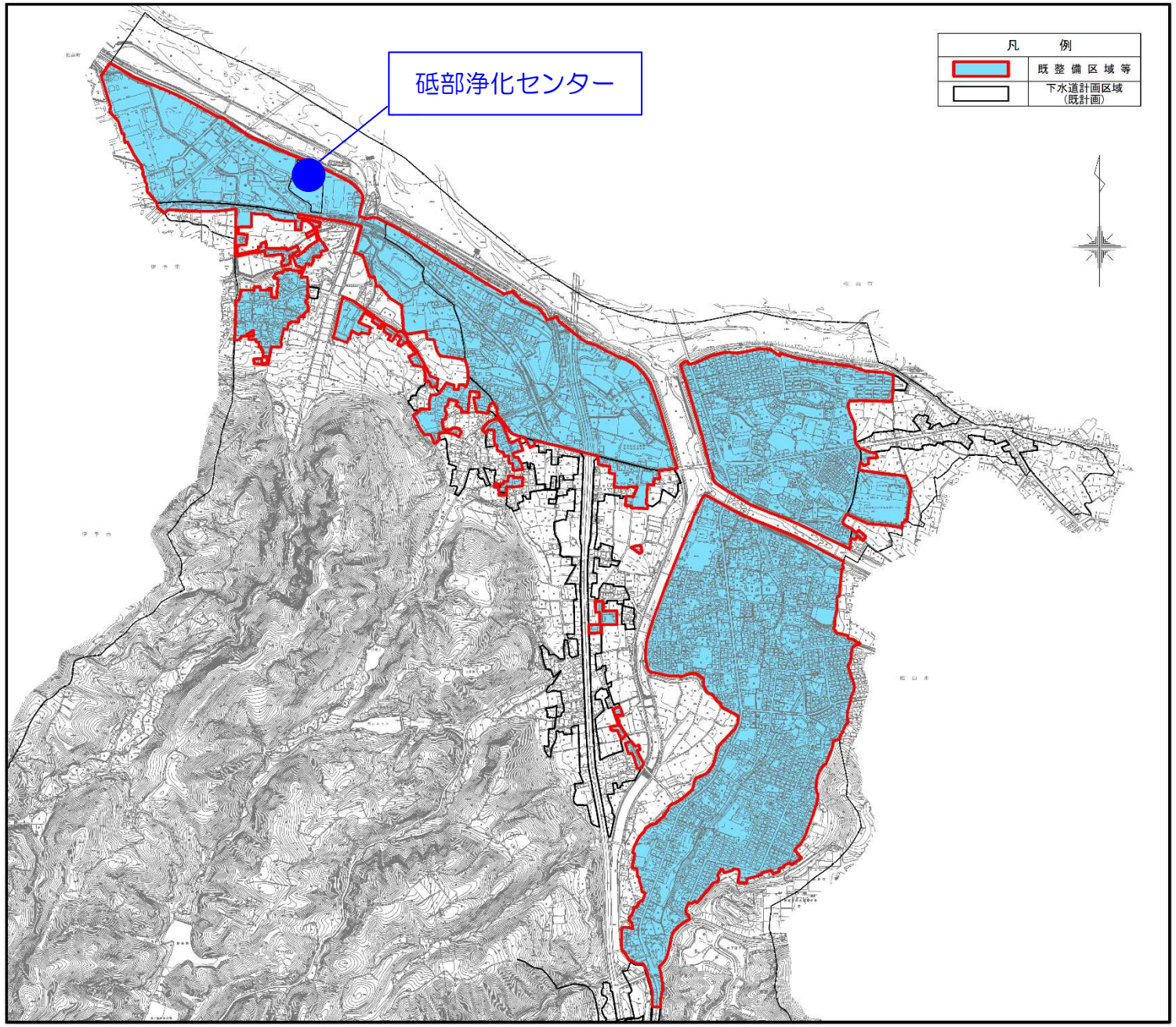

図 2-2　整備済区域図（令和４年度末）

2.2. 計画区域の見直し方針

効率的な汚水処理施設の推進をするためには、各種汚水処理施設の特性に応じた効率的かつ適正な整備手法の選定を行うことが必要となります。このようなことから国土交通省、農林水産省、環境省の合同で「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル(平成 26 年 1 月)」（以降、マニュアルという）が発刊されています。

基本的には、この国のマニュアルに準じて下水道計画区域の見直しを検討します。具体的には、集合処理（公共下水道）と個別処理（合併処理浄化槽）の経済性による比較検討を行います。

2.2.1.集合処理と個別処理の概念

集合処理は、図 2-3 のとおり、家屋が密集してくると１人当たり管きょ費（下水道管を設置する費用）が割安となり経済的に有利となります。個別処理は、家屋の密集とは関係なく費用が一定であり、人家がまばらの区域では集合処理に比べて経済的となります。

なお、集合処理の特徴は、家屋の分散の具合によって個別処理と均衡（きんこう）する経済性の限界点が求められ、家屋の分散が限界の距離より広がると経済的に成り立たなくなる点が挙げられます。

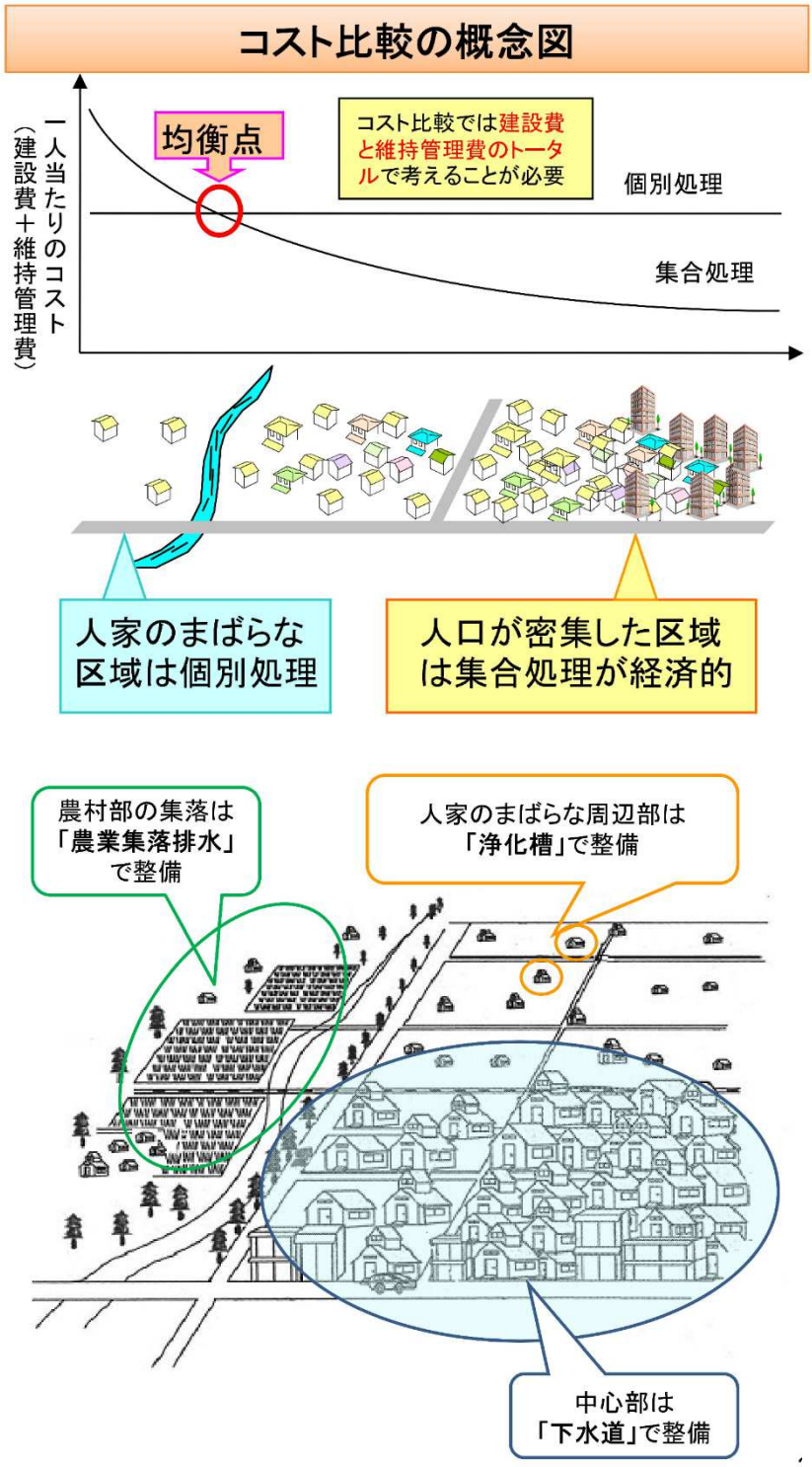

図 2-3　集合処理と個別処理の概念図　出典：国土交通省ホームページ

2.2.2.目標年度

目標年度は、第四次愛媛県全県域生活排水処理構想に準じて、表 2-2 のとおり、令和 14 年とします。よって、10 年後の人口、世帯数が減少した土地利用の状況を反映させて検討します。

なお、前回の審議会の繰り返しになりますが、愛媛県の目標は、汚水処理人口普及率を令和 8 年度末までに 87.7%とすることとしています。

表 2-2　計画目標年度及び整備目標

項目	**短期**	最終目標	長期目標
年度	**R8 年度末**	R14 年度末	R24 年度末
目標（汚水処理人口普及率※1） 上段：愛媛県 下段：砥部町	87.7% 83.1%	91.2% 87.6%	汚水処理施設整備の将来像
備考	**10 年概成目標年次**		

※1　汚水処理人口普及率（汚水処理人口／全県人口）

汚水処理人口とは・・・下水道や集落排水、合併処理浄化槽のようにし尿だけでなく生活雑排水（洗濯、お風呂、炊事等）も併せて処理することが可能な人口を示します。

2.2.3.検討フロー

マニュアルに準じて検討を行いました。検討フローを図 2-4 に示します。

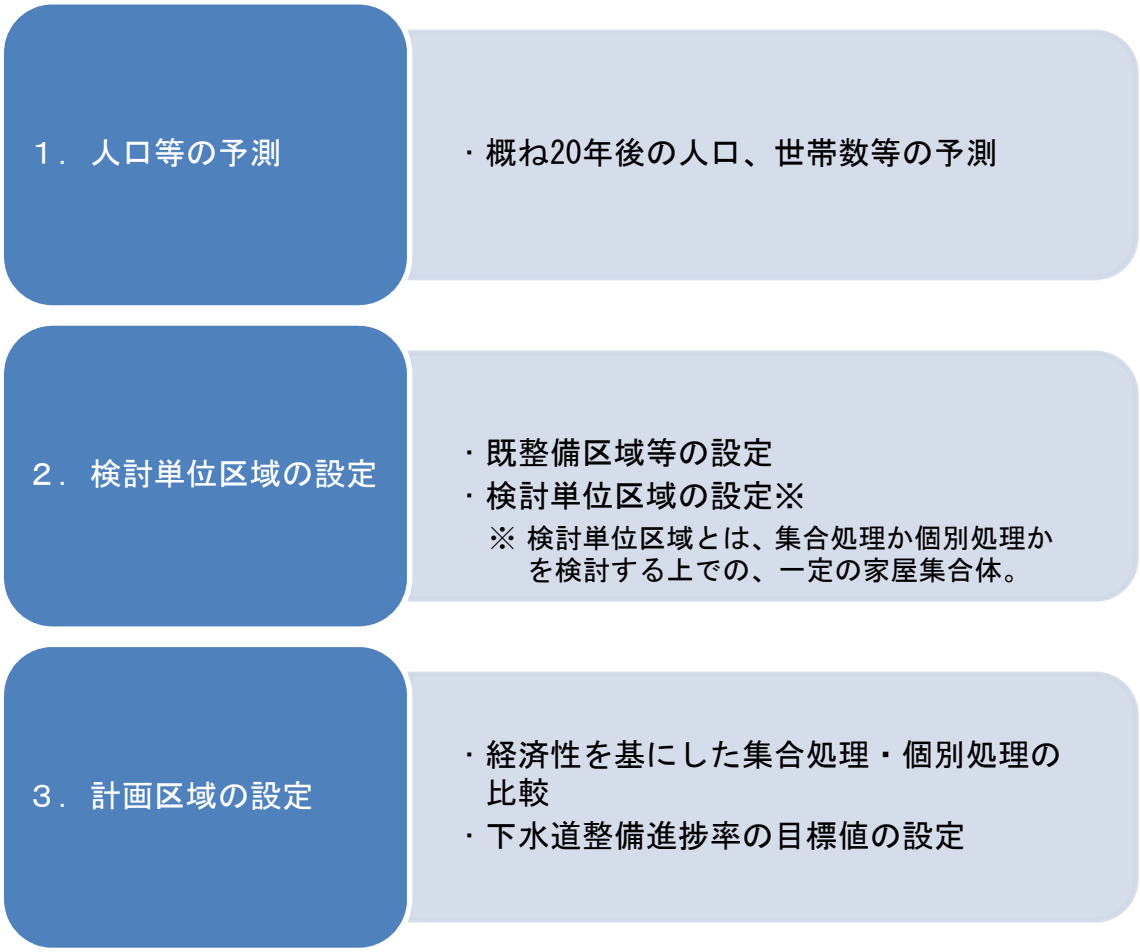

図 2-4　検討フロー

2.3. 将来の行政人口及び世帯数

砥部町の行政人口は、国勢調査による年齢別人口を基に推計するコーホート要因法の予測では、令和 27 年に 14,624 人と予測されました。長期目標 2042 年（令和 24 年）は、令和 22 年度と令和 27 年度推計人口の直線補間により、15,376 人（＝15,877 人+（14,624 人-15,877 人）/5×2）と算定されます。

行政人口 20,480 人（R2）→15,400 人（R24）

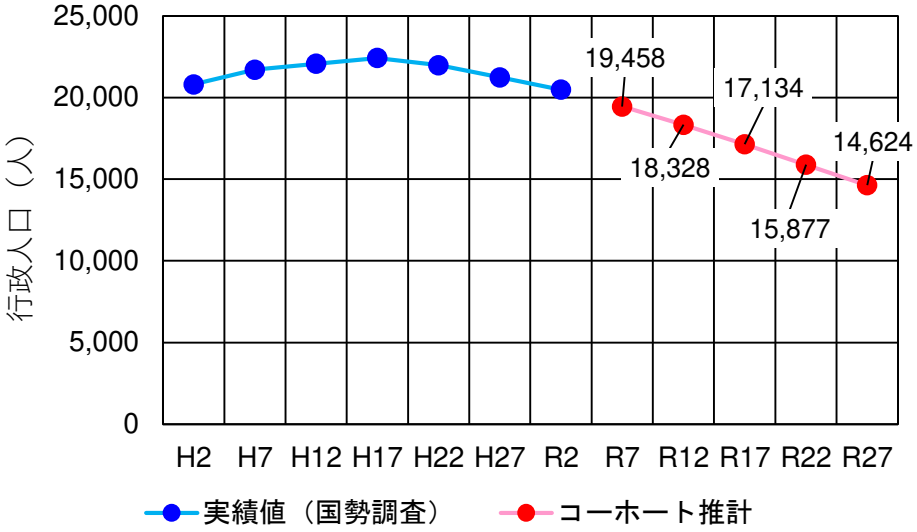

図 2-5　将来行政人口（砥部町）

※コーホート要因法とは

コーホート要因法は、将来人口推計の基本的な手法です。これは、年齢別人口の加齢に伴って生ずる年々の変化をその要因（死亡、出生及び人口移動）ごとに計算して将来の人口を求める方法です。具体的には、基準年の 5 歳階級別・男女年齢別の人口を出発点として、これに仮定された【生残率・出生率・純移動率】を適用して 5 年おきに将来人口を推計していきます。

世帯数の将来値については、将来の世帯人員を設定し、先の地区人口を世帯人員で割り戻して算出しました。なお、世帯人員の将来値は、国立社会保障･人口問題研究所に示す愛媛県の世帯人員の減少率を参考にしました。20 年後には、1,500 戸ほどの世帯数の減少が見込まれます。

世帯数 8,477 戸（R2）→6,993 戸（R24）

表 2-3　将来の 1 世帯当たり人員の将来設定

項目		R2	R7	R12	R17	R22	R24	R27	備考
「社人研」値（H31.4）	世帯人員（人/世帯）	2.20	2.13	2.08	2.04	2.01	―	1.99	R27は推計値
	減少率	1.000	0.968	0.945	0.927	0.914	0.910	0.905	R2の世帯人員に対する比率
砥部町計画値	世帯人員（人/世帯）	2.42	2.34	2.29	2.24	2.21	2.20	2.19	R2は実績値

表 2-4　全町の将来世帯数（R24）

種別	字名	現況（R2）	将来計画値（R24）		
		世帯数（世帯）	人口（人）	世帯当たり人員（人/世帯）	世帯数（世帯）
都市計画区域内	八　倉	69	134	2.20	61
	重　光	437	922		419
	拾　町	151	310		141
	麻　生	188	385		175
	三　角	64	126		57
	高尾田	2,102	3,342		1,517
	原　町	701	1,248		567
	上原町	75	189		86
	小計	3,787	6,656		3,023
都市計画区域外	田ノ浦	9	5		2
	川　井	597	1,151		523
	七　折	29	58		26
	大角蔵	19	37		17
	宮　内	1,385	2,756		1,251
	千　足	179	365		166
	北川毛	702	1,404		638
	五本松	237	464		211
	外　山	91	133		60
	鵜ノ崎	4	2		1
	大　南	857	1,566		711
	岩谷口	126	225		102
	岩　谷	40	77		35
	大　平	14	14		6
	川　登	93	160		73
	万　年	21	16		7
	旧広田村	287	311		141
	小計	4,690	8,744		3,970
総　計		8,477	15,400		6,993

2.4. 下水道計画区域の設定

2.4.1.下水道計画区域の基本方針

現在計画している下水道全体計画区域の面積は、441.3ha となっております。これをすべて整備するためには、約 95 億円（処理場の増設費は除く。）が必要です。また、年間当たりの投資額を 2.5 億円と仮定すると、約 38 年の時間が必要であり、すべての区域を整備するには膨大な費用と時間を要します。

一方で、国の方針では令和８年度までに汚水処理施設の整備を概成することが求められており、令和８年度以降の管きょ整備に対する国の補助金が無くなることも想定されます。現在の補助率は 50%ですが、補助が付かなくなると、上記の約 95 億円は町の単独費で整備することが求められます（図 2-6 参照）。

現在までの起債残高は約 38 億円ですが、全体計画区域まで管きょを整備すると約 30 年後には約 46 億円まで増加していくことが想定されます。これは、管きょ整備のみの予測であり、処理場の改築更新費用等がさらに上乗せされます。また、起債償還費については、現在約 1.5 億円を毎年償還しておりますが、約 30 年後には最大で年 3.4 億円まで増加することが想定されます（図 2-7 参照）。

以上のことから砥部町では全体計画区域をすべて整備することは困難であると考え、計画区域を削除していくことを基本方針として考えております。

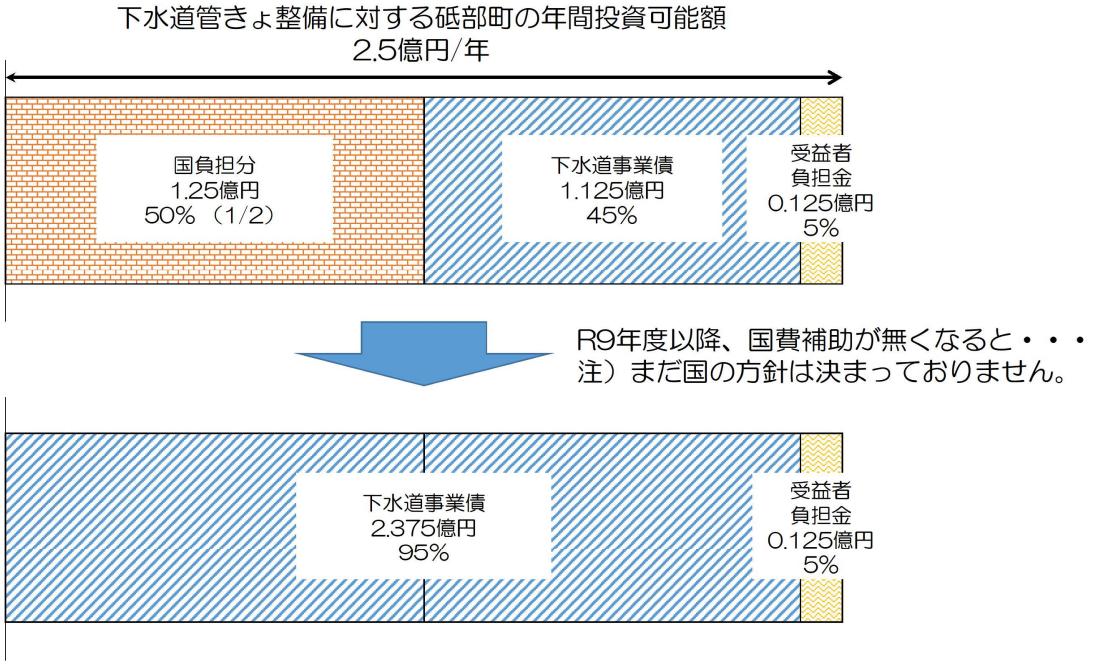

図 2-6　財源構成の概要

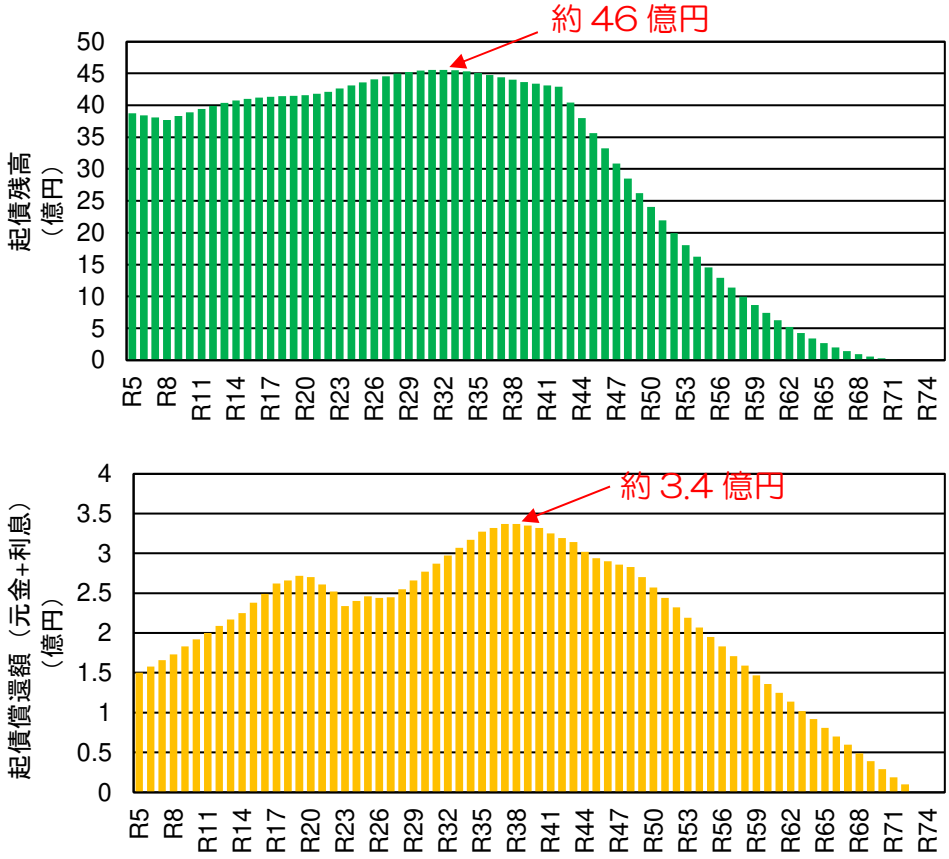

図 2-7　砥部町の起債残高および起債償還額の予測

2.4.2.検討対象区域の設定

既整備区域（すでに下水道、浄化槽により整備が完了している区域）及び設計完了し直近で整備を予定している区域を下水道確定区域とし、それ以外の未整備区域を検討対象区域としました。

集合・個別の経済比較は、マニュアルに準じて図 2-8 のとおり、各施設の建設費を耐用年数で割り戻した費用と維持管理費を加えた年当りに換算したライフサイクルコストを基に検討しました。

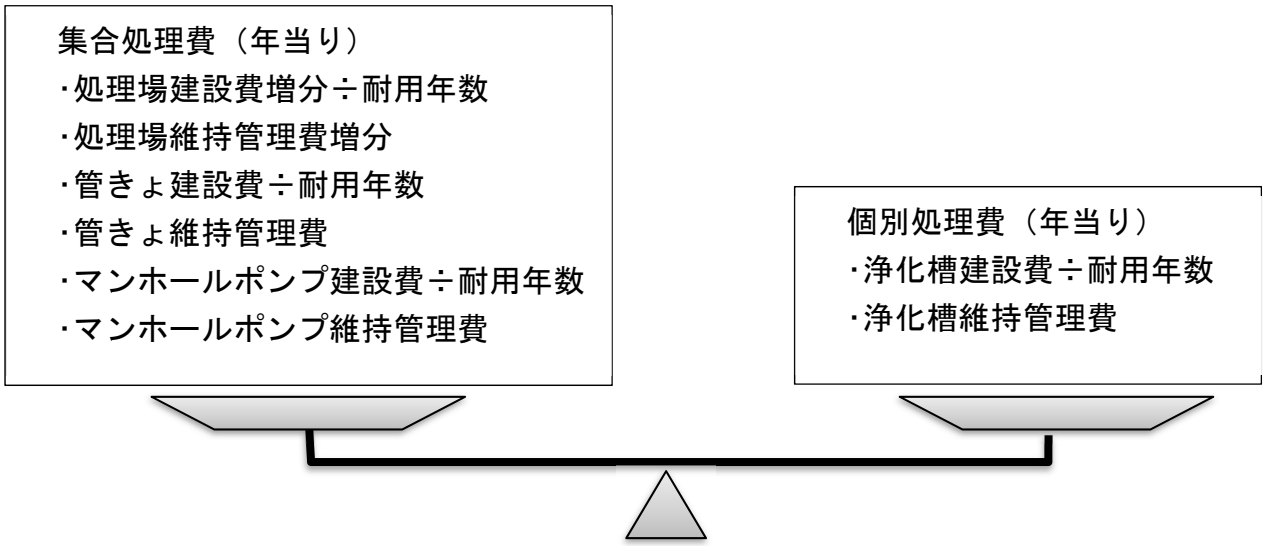

図 2-8　集合処理・個別処理の経済比較の考え方

※耐用年数とは

耐用年数とは、対象となる資産（下水道の場合は、管きょや処理場といった有形のものを示します。）が健全に使用できる年数のことです。耐用年数を超えても健全に使える場合や耐用年数を満たさずに壊れる場合もありますが、マニュアルに示す標準的な耐用年数を使用しております。

建設費は、建設時に費用がかかりますが、耐用年数までは使用が可能であると考え、建設費を耐用年数で割戻すことで、年あたりの建設費を算出します。

例）建設費が 10 億円の場合

耐用年数 10 年⇒年あたりの建設費＝10 億円/10 年＝1 億円/年

耐用年数 50 年⇒年あたりの建設費＝10 億円/50 年＝0.5 億円/年

年あたりの建設費に換算することで、建設費と維持管理費のトータル費用で検討することが可能となります。

2.4.3.費用単価及び耐用年数

公共下水道、合併処理浄化槽における建設費、維持管理費の費用単価は、表 2-5 のとおり、マニュアルに示されている費用関数を基に、接続検討で重要となる管きょやマンホールポンプの建設費等は砥部町の実態を反映させるため実績値を採用しました。なお、実態の把握が困難な項目や耐用年数はマニュアル値を採用しました。

表 2-5　費用単価及び耐用年数（下水道）

区分	項目	マニュアルの費用関数	備考
処理場	公共下水道 建設費	$1,400 \leqq Q_d \leqq 10,000$　$C=138,000 \times (Q_d/1,000)^{0.42} \times (103.3/101.5)$ C＝処理場建設費（万円）　Q_d：日最大汚水量（m^3/日）	マニュアル値
	公共下水道 維持管理費	$1,400 \leqq Q_d \leqq 10,000$　$M=2,860 \times (Q_d/1,000)^{0.58} \times (103.3/101.5)$ M＝処理場維持管理費（万円）　Q_d：日最大汚水量（m^3/日）	マニュアル値
管きょ	建設費	開削12.4万円/m：口径150mm（実績値）、 推進47.9万円/m：口径250mm、300mm（実績値）、 圧送4.5万円/m（マニュアル値）	砥部町実績値
	維持管理費	［国土交通省］60円/m	マニュアル値
マンホールポンプ	建設費	1,540万円/基（実績値）	砥部町実績値
	維持管理費	26万円/年/基（実績値）	
耐用年数	処理場	33年	マニュアル値
	管渠	72年	
	マンホールポンプ	25年	

マニュアル：持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル　平成26年１月

表 2-6　費用単価及び耐用年数（合併処理浄化槽）

区分	項目	採用値	備考
合併処理浄化槽	建設費	83.7万円/基	マニュアル値
	維持管理費	6.5万円/基	マニュアル値
耐用年数	合併処理浄化槽	32年	マニュアル値

マニュアル:持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル　平成26年1月

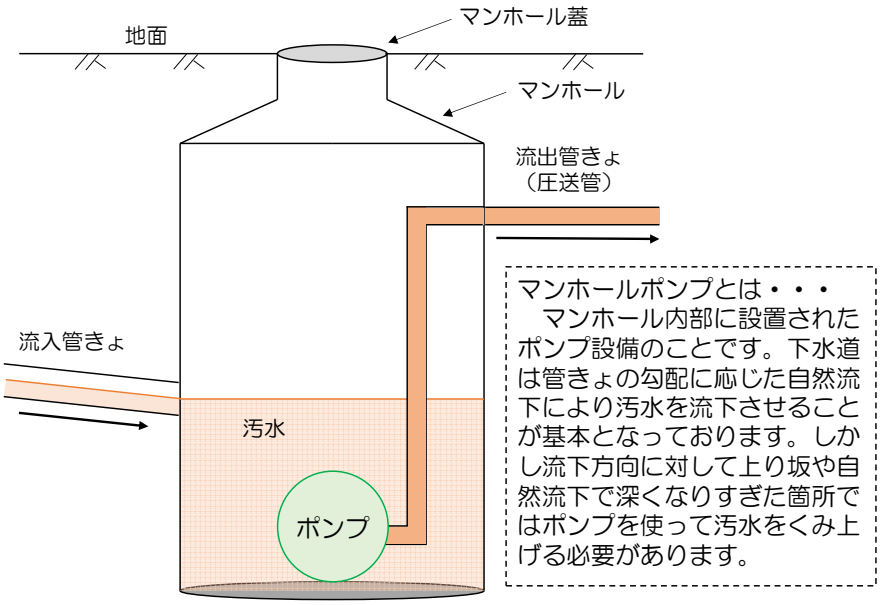

2.4.4.検討単位区域の設定

マニュアルに基づき、集合処理と個別処理の経済性を比較検討するうえで、初めに検討単位区域を設定します。検討単位区域とは、既整備区域以外の区域にある家屋について、家屋間限界距離以内にある家屋同士を結んだときにできる集落区域であり、これを１ブロックとします。

家屋間限界距離とは、図 2-9 のとおり、１戸の家屋を隣接する集合処理区域に接続するのに要する費用と、1 戸の家屋を個別処理する費用が同等になるときの接続管きょ延長を意味し、この距離以内であれば、その家屋は集合処理区域に含めた方が有利となります。砥部町の公共下水道においては、**家屋間限界距離が 44m**となります。

この家屋間限界距離を基に検討単位区域を設定し、ブロックごとに集合処理と個別処理の経済比較を行いました。

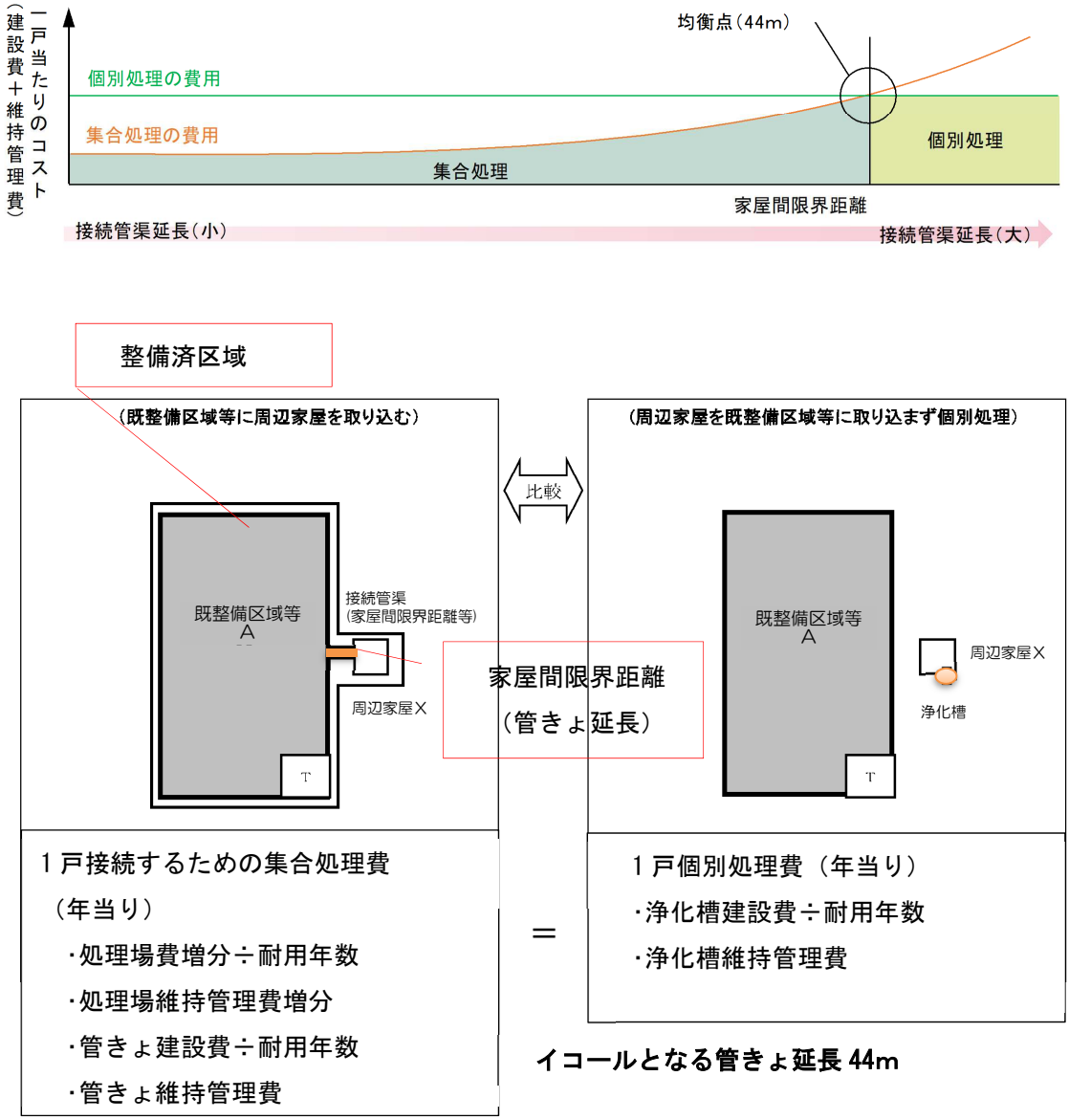

図 2-9　家屋間限界距離の概念図

2.4.5.経済性を基にした集合処理・個別処理の判定

（１）評価の視点

今回の検討では、マニュアルに示されている従来の手法に加え、下水道の単価に起債償還費利子分を考慮した場合や、既設浄化槽の費用を除いた場合等、以下に示す４ケースの経済性比較を行いました。これらの結果を下水道計画区域の見直し案としての評価指標としました。

＜検討ケース＞

指標①：従来手法（マニュアル）に基づく経済性評価

指標②：下水道事業にかかる建設費は、財源の一部に起債を充てんし、事業主体が 30 年間かけて起債を償還します。最終的には、利子分が加算された費用が生じることになるので、下水道における建設費に利子分（建設費の 1.356 倍）を上乗せしたものとしました。

指標③：指標②に加えて、検討単位区域内に既に設置されている合併処理浄化槽は、建設費がかからないものと想定しました。

指標④：指標③に加えて、検討単位区域内で既に合併処理浄化槽が設置されている家屋は、すでに個別処理事業が成立していると捉えることもでき、建設費・維持管理費ともに検討から除外しました。

表 2-7　ケース別の評価指標

項目	評価項目	評価内容
指標①	従来手法（マニュアル）に基づく経済性評価	集合：年当り建設費+維持管理費 個別：年当り建設費+維持管理費 ※個別費用＞集合費用：下水道不利
指標②	従来手法に加え、起債償還利子分を考慮した経済性評価	集合：年当り建設費（利子分含む）+維持管理費 個別：年当り建設費+維持管理費 ※個別費用＞集合費用：下水道不利
指標③	既設浄化槽分の建設費を除いた経済性評価	集合：年当り建設費（利子分含む）+維持管理費 個別：年当り建設費（既設は除く）+維持管理費 ※個別費用＞集合費用：下水道不利
指標④	既設浄化槽分の建設費、維持管理費を除いた経済性評価	集合：年当り建設費（利子分含む）+維持管理費 個別：年当り建設費（既設は除く）+維持管理費（既設は除く） ※個別費用＞集合費用：下水道不利

※起債（地方債）とは

地方公共団体は、毎年度の支出額の平準化と世代間の公平を確保するため、建設費のうち一定限度まで地方債として借り入れることが認められており、 建設時の地方債の償還費（起債償還費）は後年度に少しずつ長期間に分けて負担することになります。

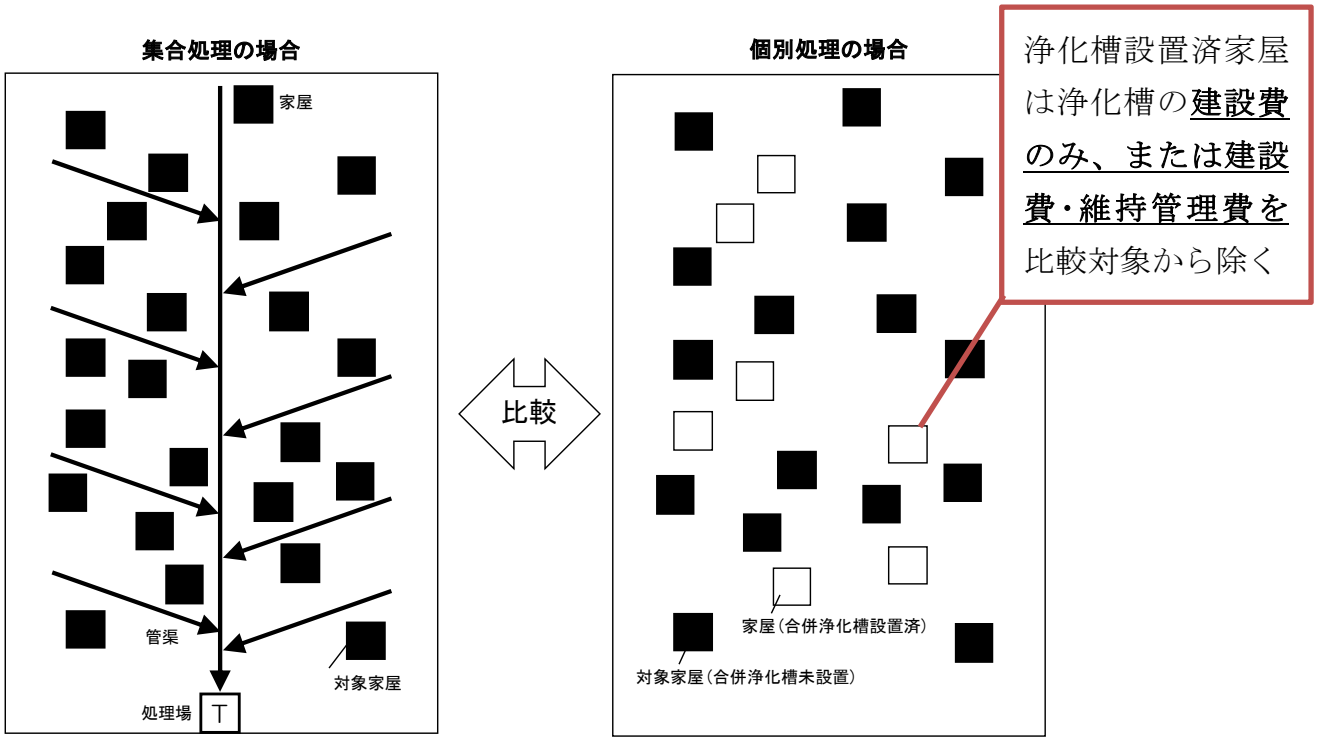

【集合処理】 建設費＋維持管理費の年当り費用	
建設費	・処理場_建設費増分 ・管渠_建設費 ・MP_建設費
維持管理費	・処理場_維持管理増分 ・管渠_維持管理費 ・MP_維持管理費

比較

【個別処理】 建設費＋維持管理費の年当り費用	
建設費	・合併処理浄化槽_建設費
維持管理費	・合併処理浄化槽_維持管理費

備考：MP:マンホール内に設置する揚水ポンプ

図 2-10　集合処理・個別処理の経済比較の項目

（２）下水道計画区域の検討結果

下水道計画区域の見直し案は、集合処理･個別処理の経済性の判定より、図 2-11～図 2-14 となります。集合処理が経済的となった検討単位区域が赤色の着色区域、個別処理が経済的となった検討単位区域が黄色の着色区域となっております。

指標①～指標③では、集合処理有利の区域が多く、それぞれ 60.2 億～74.7 億円が必要となり、必要整備期間は、過年度の投資状況を勘案して年間 2.5 億円と想定した場合、25～30 年を要します。一方で、指標④を採用した場合、他の指標に比べ最も必要整備期間が短く、11 年となっております。

表 2-8　現全体計画と各指標の比較

	現全体計画	指標①	指標②	指標③	指標④
整備面積※1	287.4 ha	241.8 ha	240.1 ha	194.9 ha	76.8 ha
管きょ事業費※2	94.6 億円	74.7 億円	74.0 億円	60.2 億円	26.3 億円
必要整備期間※3	38 年	30 年	30 年	25 年	11 年
現全体計画に対する事業費比率	100 %	79.0 %	78.2 %	63.6 %	27.8 %

※1 上記「現全体計画」及び「指標①～④」の整備面積には、整備済み面積は含まれていません。
未整備区域を対象に検討しております。

※2 上記数値は、管きょの事業費分を計上しております。費用比較上は、処理場の増設費も含めて検討しております。

※3 必要整備期間は、年間投資額を2.5億円/年として試算した必要期間となります。

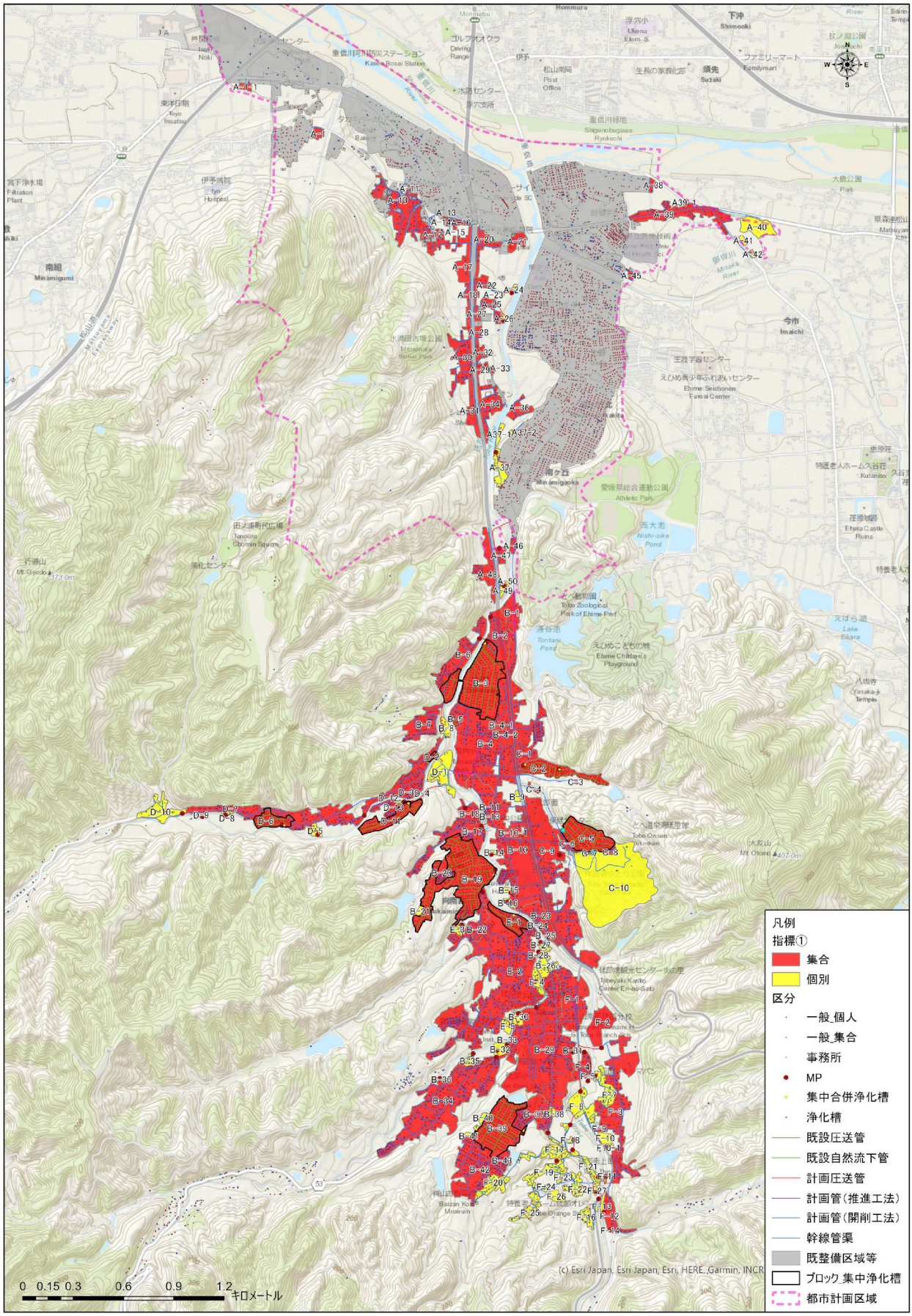

図 2-11　集合個別の判定（指標①）

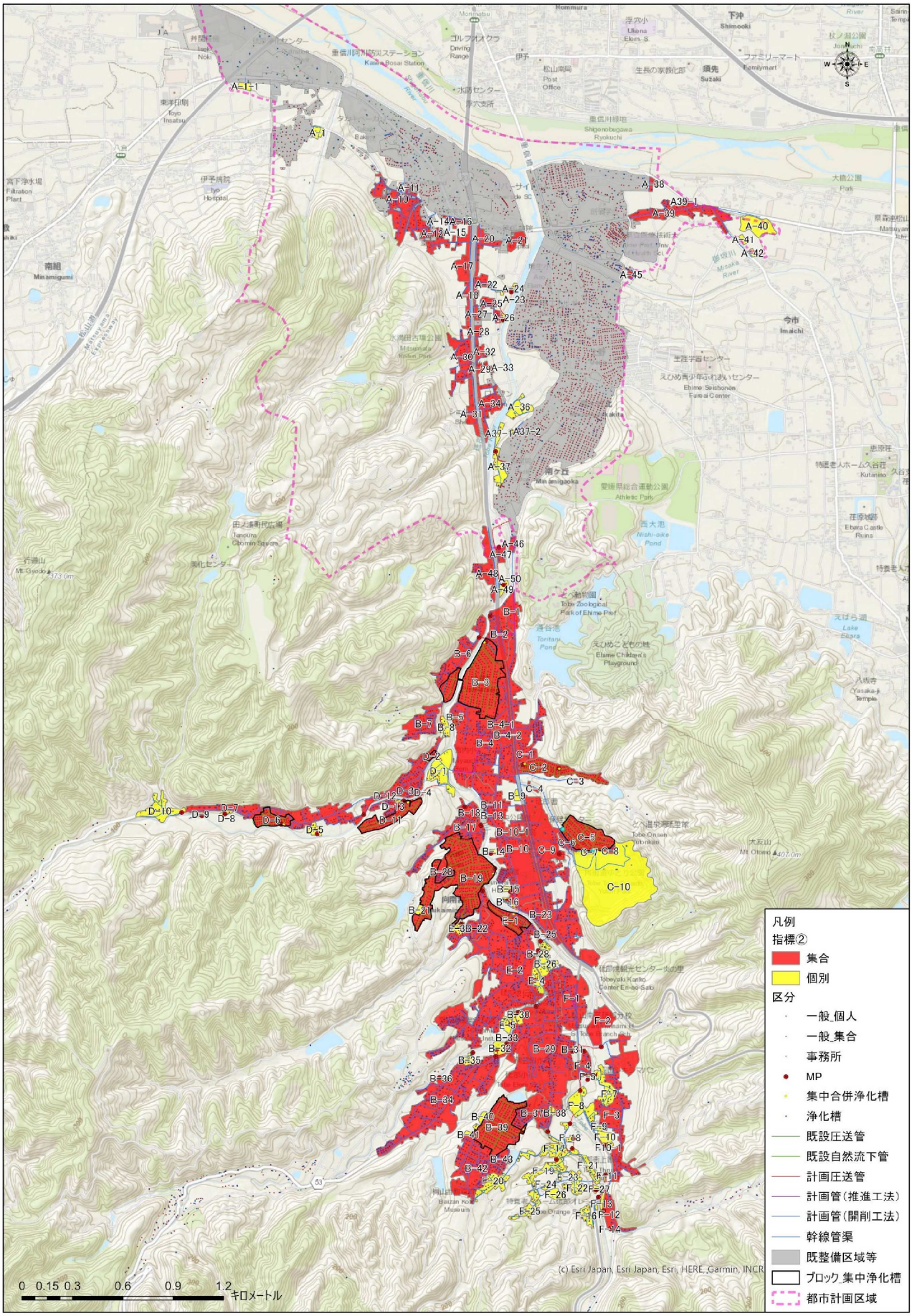

図 2-12　集合個別の判定（指標②）

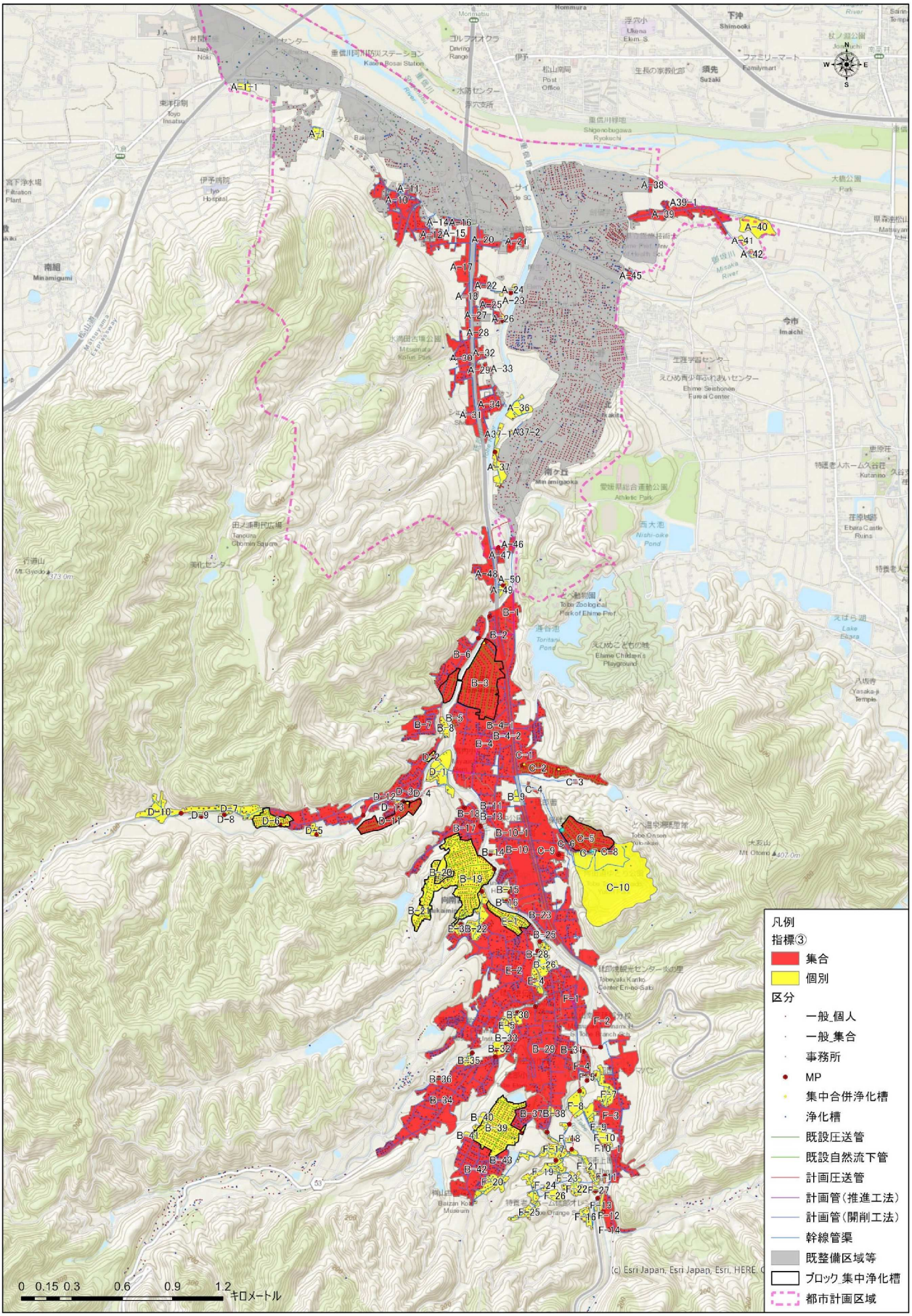

図 2-13　集合個別の判定（指標③）

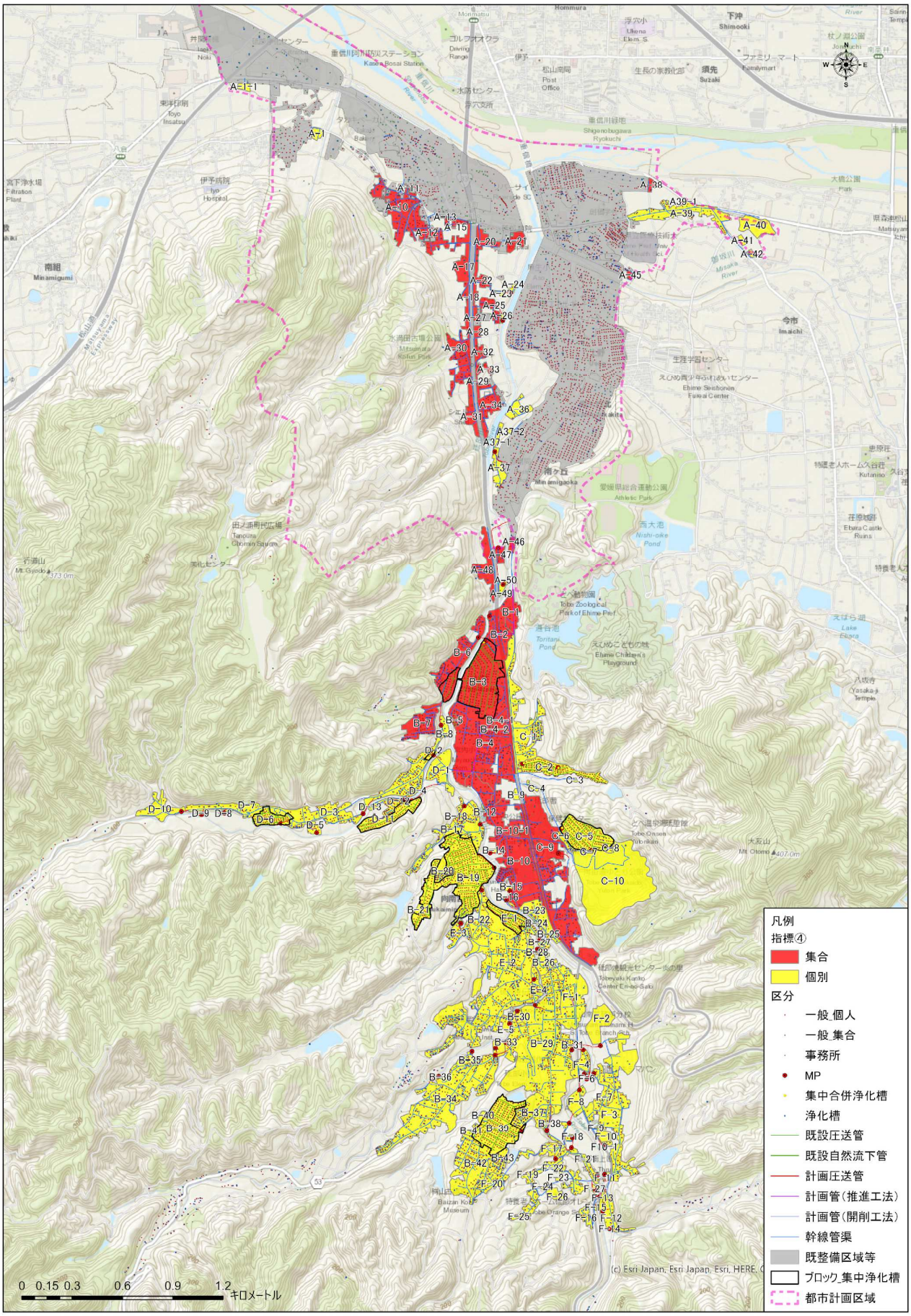

図 2-14　集合個別の判定（指標④）

2.4.6.砥部町における推奨案

砥部町では、上記までの検討結果を基に、国が示す 10 年概成や町の財政状況等を勘案し、指標④を推奨案とすることを考えております。

ただし、集合浄化槽である「永立寺団地汚水処理施設（上・下)」は、単独浄化槽ですが、経済性比較では個別処理が有利となっております。町では、汚水処理人口普及率の向上を図っていく必要があるとともに、接続管きょを整備することで早期の下水道接続が見込まれ、かつ水質保全効果が高いことから集合処理区域として設定し直したいと考えております。この考え方は、マニュアルにおいて、『集合処理区域、個別処理区域の設定にあたっては、経済性の比較による判定を基本としつつ、整備時期、水質保全効果、地域特性、地域住民の意向等を考慮し、総合的判断に基づいて設定する。』と記載されています。

また、都市計画区域内の、現在未整備となっている末端地域についても、検討を行いました。検討した区域は、21ページの指標④の、検討単位エリアのＡ－39，Ａ39－1についてです。これまでの全体計画では下水道による集合処理が有利との判定に基づき、将来整備予定区域として位置付けておりましたが、今回の全体計画見直しにより再精査した結果、個別処理が有利であるという結果となりました。

また、本区域は市街化調整区域であり、周辺は田畑が多く、人口密度も低く、使用料収入が見込める可能性が非常に低いため、Ａ－39，Ａ39－1については、全体計画区域から除外することが適切であるという検討結果となりました。

以上により、公共下水道計画区域の最終的な区域は、次頁の図 2-15 に示すとおりとなります。

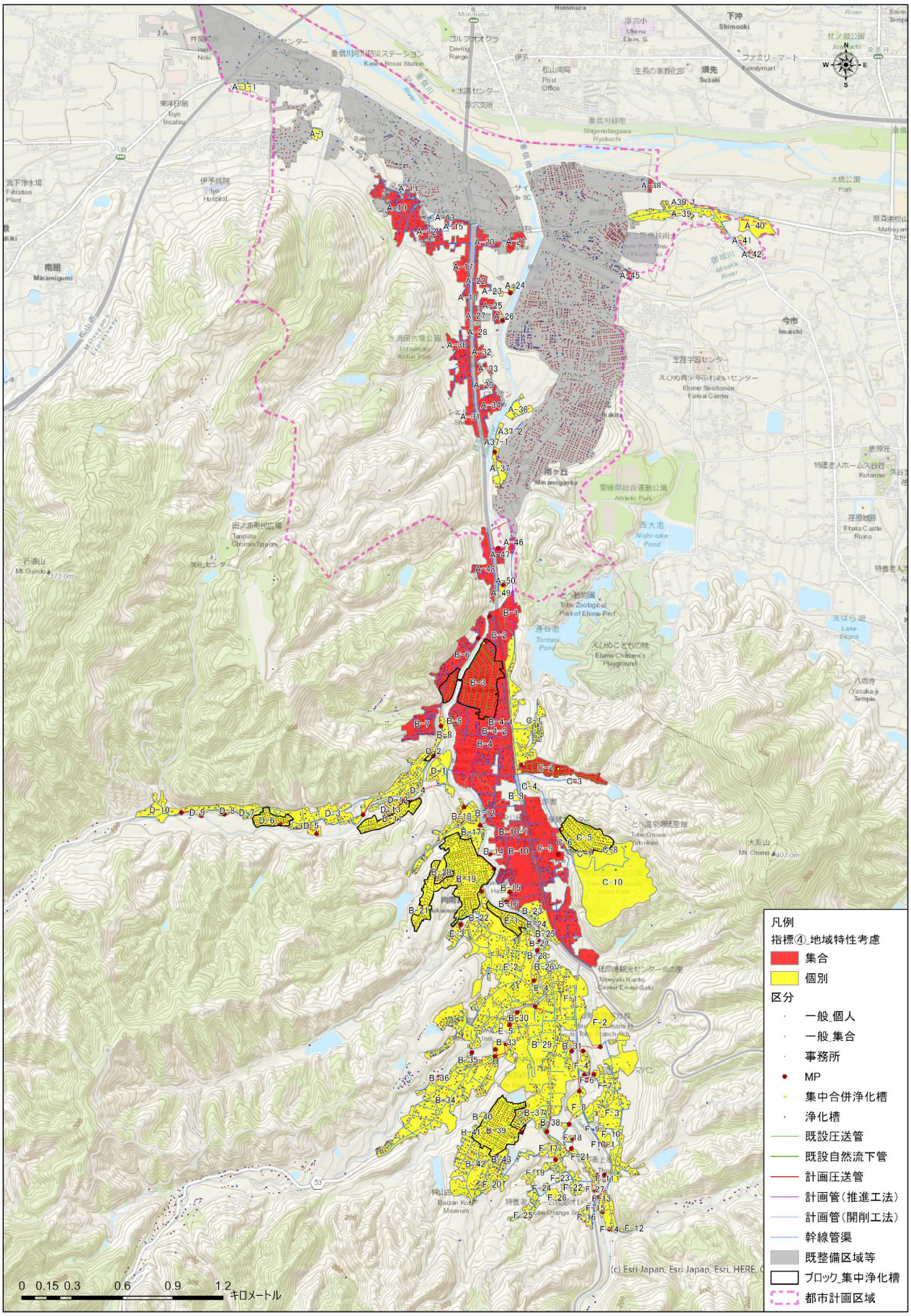

図 2-15　公共下水道区域の最終案

3. 全体計画区域を削除した場合の住民への影響について（費用負担）

3.1. 砥部町の合併処理浄化槽への転換に関する補助金制度

砥部町では、令和４年度より単独浄化槽やくみ取り槽から合併処理浄化槽への転換に対する補助金制度が拡充されました。これまでは合併処理浄化槽の本体工事に対する補助金だけでしたが、配管工事費及び撤去費についても別途補助金を設けることで、住民負担を軽減し転換の促進を図っております。

下図に示したのは、単独浄化槽やくみ取り槽から合併処理浄化槽へ転換した場合の住民負担を示しております。令和３年度までは浄化槽本体工事費に対する補助金のみであったため、約 90 万円は住民負担となっておりました。令和４年度からは宅内配管工事費や撤去費についても補助対象としたことで、住民負担は約 51 万円に軽減されます。

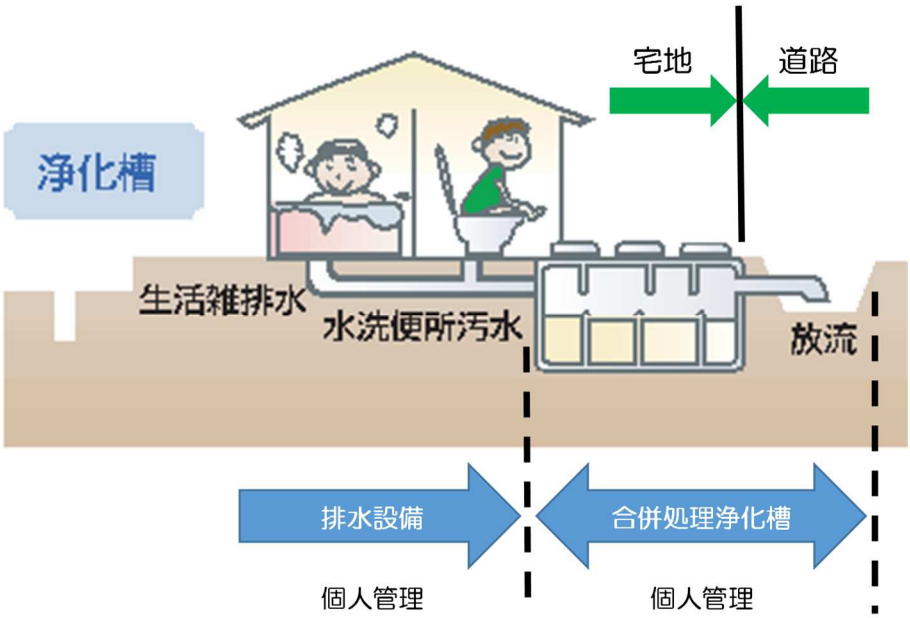

	費用	従来		Ｒ４年度以降	
		補助金	住民負担	補助金	住民負担
浄化槽本体工事費	83.7 万円	33.2 万円	50.5 万円	33.2 万円	50.5 万円
宅内配管工事費	30 万円	0 万円	30 万円	30 万円	0 万円
撤去費	9 万円	0 万円	9 万円	9 万円	0 万円
合計	122.7 万円	33.2 万円	**89.5 万円**	72.2 万円	**50.5 万円**

※撤去費は、清掃、撤去工事、処分費用を含む。
※上記費用は、標準的な工事費用であるため、実際とは異なることに留意する。

単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への入れ替えをお願いします

単独処理浄化槽と合併処理浄化槽の違いとは？

「単独処理浄化槽」はトイレの排水だけを処理し、生活雑排水は処理していません。一方、「合併処理浄化槽」は家庭から出る全ての生活雑排水を処理するため、単独処理浄化槽に比べ、川などに放流される汚れを8分の1に減らすことができます。

補助金を利用しよう

今年度から、くみ取り槽および単独処理浄化槽からの入れ替えに加え、配管工事費および撤去費を補助対象としています。新築は補助対象外です。

補助額
（単独処理浄化槽またはくみ取り槽からの入れ替え）

人槽（大きさ）	浄化槽本体工事	配管工事	撤去
5人槽	332,000円	300,000円	90,000円
7人槽	414,000円		
10人槽	548,000円		

補助対象区域

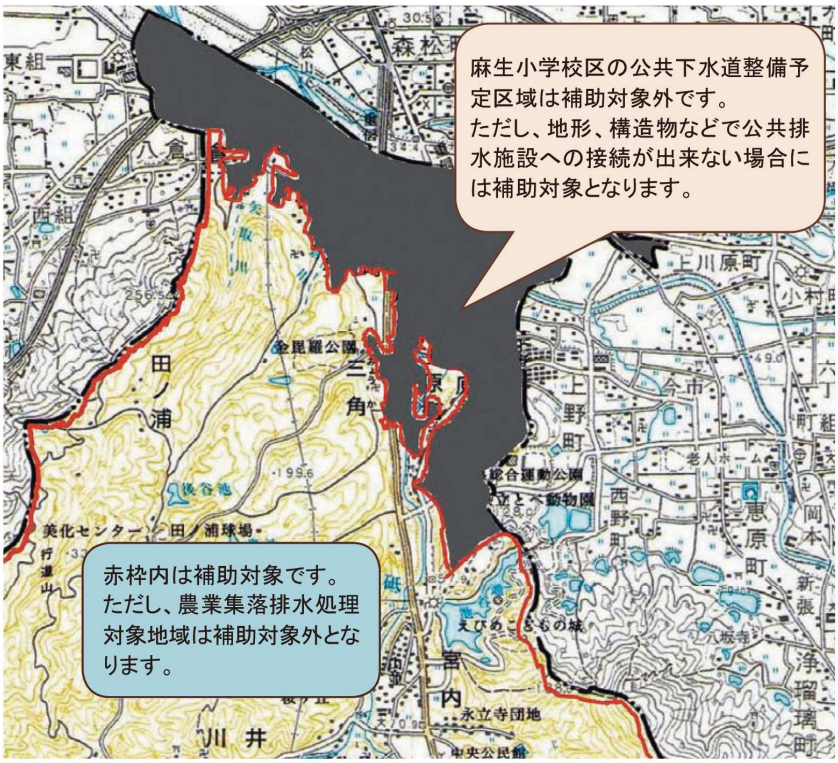

▲詳しくはHPを確認

問 生活環境課環境衛生係 ☎（962）7446

非核平和パネル展

戦争の悲惨さや平和の尊さを伝えるため、広島、長崎への原子爆弾投下後の惨状などを収めた「非核平和パネル展」を開催します。

期間 8月1日(月)～15日(月)8時30分～17時15分（土・日曜日、祝日を除く）

場所 町役場町民ホール（ロビー）

問 総務課総務管理係 ☎（962）6110

過去のパネル展

3.2. 全体計画区域を削除した場合の住民への影響について

今回の見直しにより下水道計画区域から外れた住民は、合併処理浄化槽の設置が求められます。砥部町では、上述したとおり令和４年度から浄化槽の転換について補助金を拡充しております。下水道を整備した場合と合併処理浄化槽に転換した場合の住民の費用負担は、図 3-1 のとおりです。

単独浄化槽やくみ取り槽では、宅内配管工事や既存の浄化槽の撤去費等が住民負担で支払う必要があるため、転換により補助金が出る合併処理浄化槽と比較して設置費は公共下水道の方が割高となります。一方で維持管理費は、合併処理浄化槽の方が年間当たり１万円（月々約 850 円）ほど割高となっており、長期的には不利となります。

ただし、下水道使用料単価（20m^3/月）は全国的に増加傾向にあります。これは各地方公共団体が下水道使用料の料金改定を行っているからです。そのため、砥部町では現状、合併処理浄化槽より維持費が安価となっておりますが、今後必要に応じて料金改定をした場合、その差が縮まってくることが想定されます。

個人負担額		
区分	公共下水道	合併処理浄化槽
設置費の比較	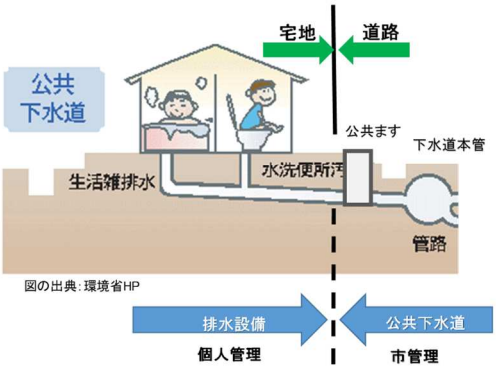 個人負担 約39万円 個人負担 約18万円 （受益者負担金） 合計57万円	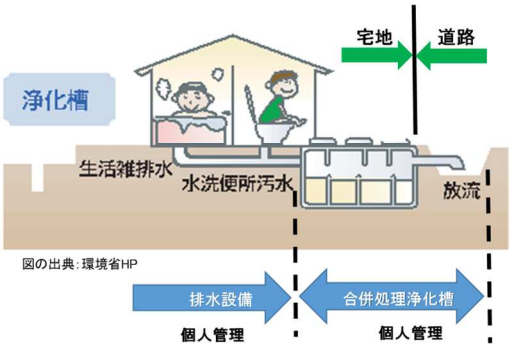 個人負担 個人負担 約50.5万円 合計50.5万円
維持費	下水道料金　約5.5万円/年 ※1世帯あたり3人を想定。 1人1日当たり250Lを使用した場合	維持管理費　約6.5万円/年 ※保守点検費、清掃費、法定検査費、電気代、ブロア交換費を含む

図 3-1　公共下水道と合併処理浄化槽の個人負担額

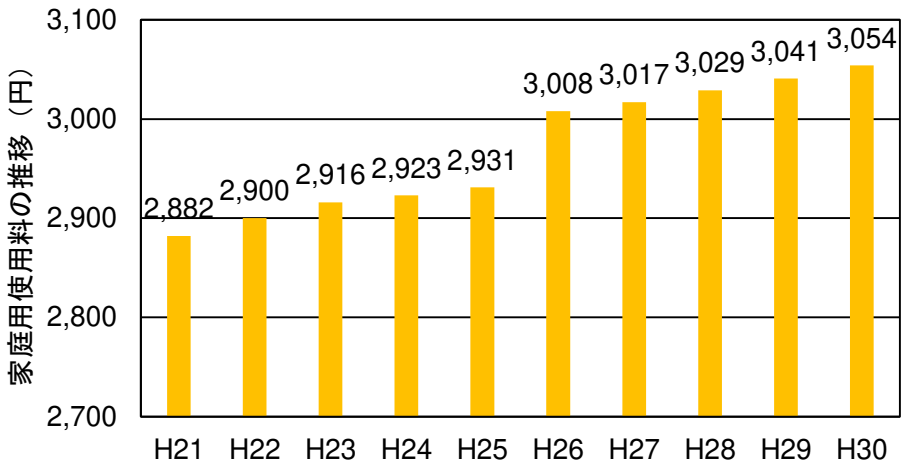

出典：令和２年 11 月「下水道財政のあり方に関する研究会」報告書
総務省自治財政局準公営企業室

図 3-2　家庭使用料（20m3/月）の推移

※受益者負担金とは

下水道施設は公園や道路のように多くの人が利用できるものとは異なり、下水道管が布設された処理区域内の限られた人々しか利用できません。この費用のすべてを税金だけでまかなうことは、下水道を利用できない人にまで負担をかけ公平を欠くことになります。そこで、下水道を利用できる方に建設費用の一部を負担していただくのが受益者負担金制度です。受益者負担金は、砥部町では浄化槽に置きかえた場合の人槽数に応じてかかりますが、毎年賦課されるものではなく、その土地に１回限り課せられるものです。

※砥部町の受益者負担金

＜負担金の額＞

10 人槽以下・・・公共ます１個につき 18 万円

11 人槽以上・・・18 万円に 10 人槽を超える１人槽ごとに 3,500 円を加算

＜負担金の割引制度＞

（１）町が行う公共ます設置照会時に、公共ますの設置を申請した場合
・・・割引額２万円

（２）供用開始（下水道が使用できるようになる日）後６ヵ月以内に、
排水設備の設置が完了した場合　・・・割引額２万円

（３）負担金の一括納付を選択した場合　・・・負担金の１割

※受益者負担金算定額が 18 万円の人で、全ての割引項目に該当する場合

18 万円　－　（（１）２万円　＋　（２）２万円　＋　（３）1.8 万円）　＝12.2 万円

3.3. 集中浄化槽と公共下水道の住民負担の比較について

現在、集中浄化槽を利用している住民と公共下水道となった住民の費用負担の比較について整理したものを表 3-1 に示します。集中浄化槽は、町管理のものと自治会管理のものの２種類があります。町管理の集中浄化槽では、月 3,670 円の定額となっており、自治会管理では月およそ 2,500～2,700 円となります。現時点では、どちらの集中浄化槽も公共下水道を接続する場合と比較して同等となっております。今後も住民負担の公平性を検討していきます。

表 3-1　公共下水道と集中浄化槽の使用料の比較

	公共下水道	町管理 集中浄化槽	自治会管理※ 集中浄化槽
年間使用料	5.5 万円/年	4.4 万円/年	3 万円/年

※栄団地汚水処理施設（西側・東側）及びあかがね団地汚水処理施設参考